

論点 6 関係資料

論点6. 共通到達度確認試験を導入した趣旨を踏まえた上で、その実現のための当該試験の充実方策や活用方策をどのように考えるか。

《検討のポイント》

- ・ 法学への適性や司法試験合格の可能性が分からないままに、仕事をしながら（あるいは仕事を辞めて）3年間学ぶことはリスクが高いとの指摘を踏まえ、法学への適性を早い段階で学生本人及び法科大学院側が確認し、進路の判断ができるようにするために、共通到達度確認試験をどのように活用すべきか。
- ・ 共通到達度確認試験の持続可能な実施・活用を考える上で、問題作成などにおいて今後どのように改善を行うか。

参考資料

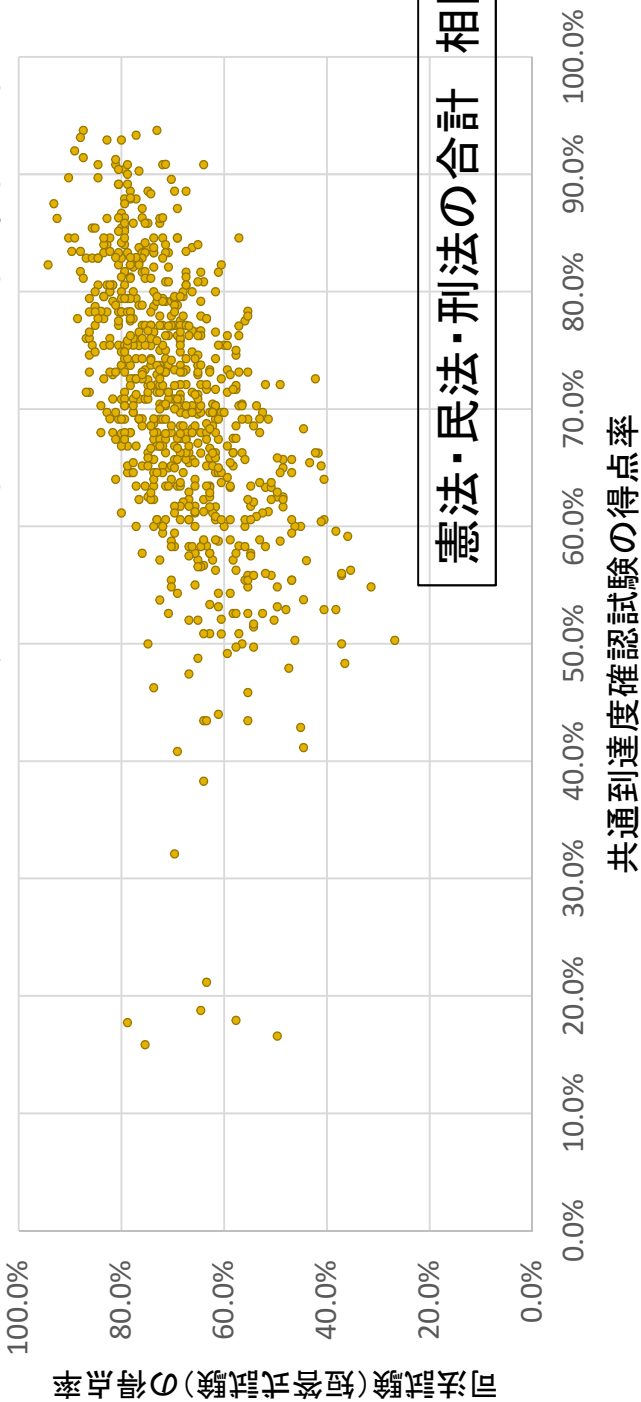
(別添 1) 共通到達度確認試験（試行試験）成績と司法試験（短答式試験）成績の相関分析

(別添 2) 第 1 回共通到達度確認試験（2020 年 1 月 12 日実施）の利用状況にかかる調査報告書（法科大学院協会）

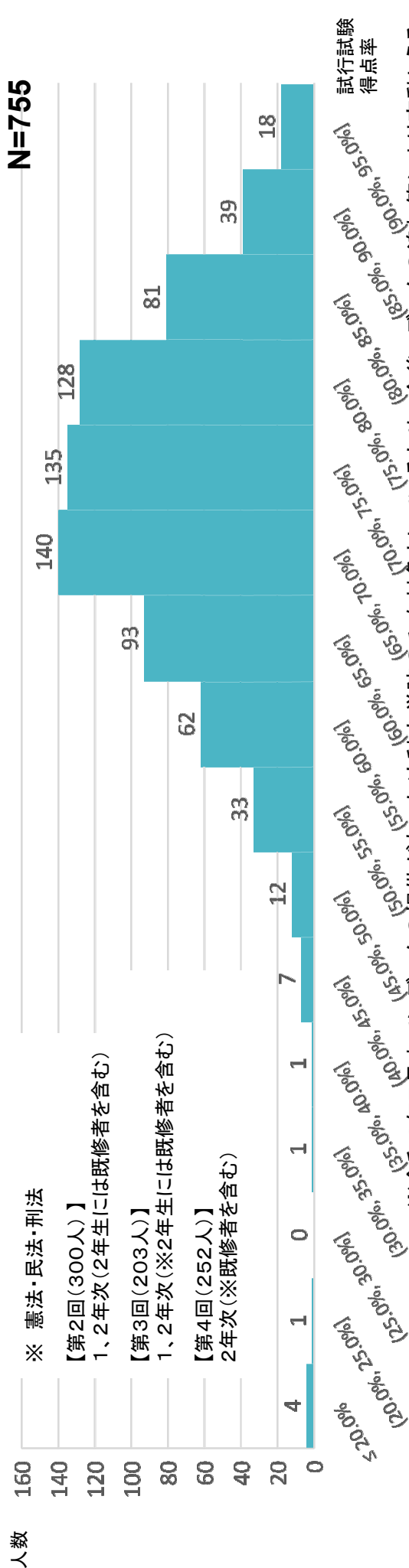
(別添 3) 共通到達度確認試験の活用について

共通到達度確認試験(試行試験)成績と司法試験(短答式試験)成績の相関分析 共通到達度確認試験(短答式試験)結果の散布図

(第2回～第4回 ※第4回は2年次のみ。2年次には既修者を含む。)(平成29年・平成30年・令和元年 ※修了後1年目の受験に限る。)



第2回～第4回共通到達度確認試験試行試験得点分布(全体)



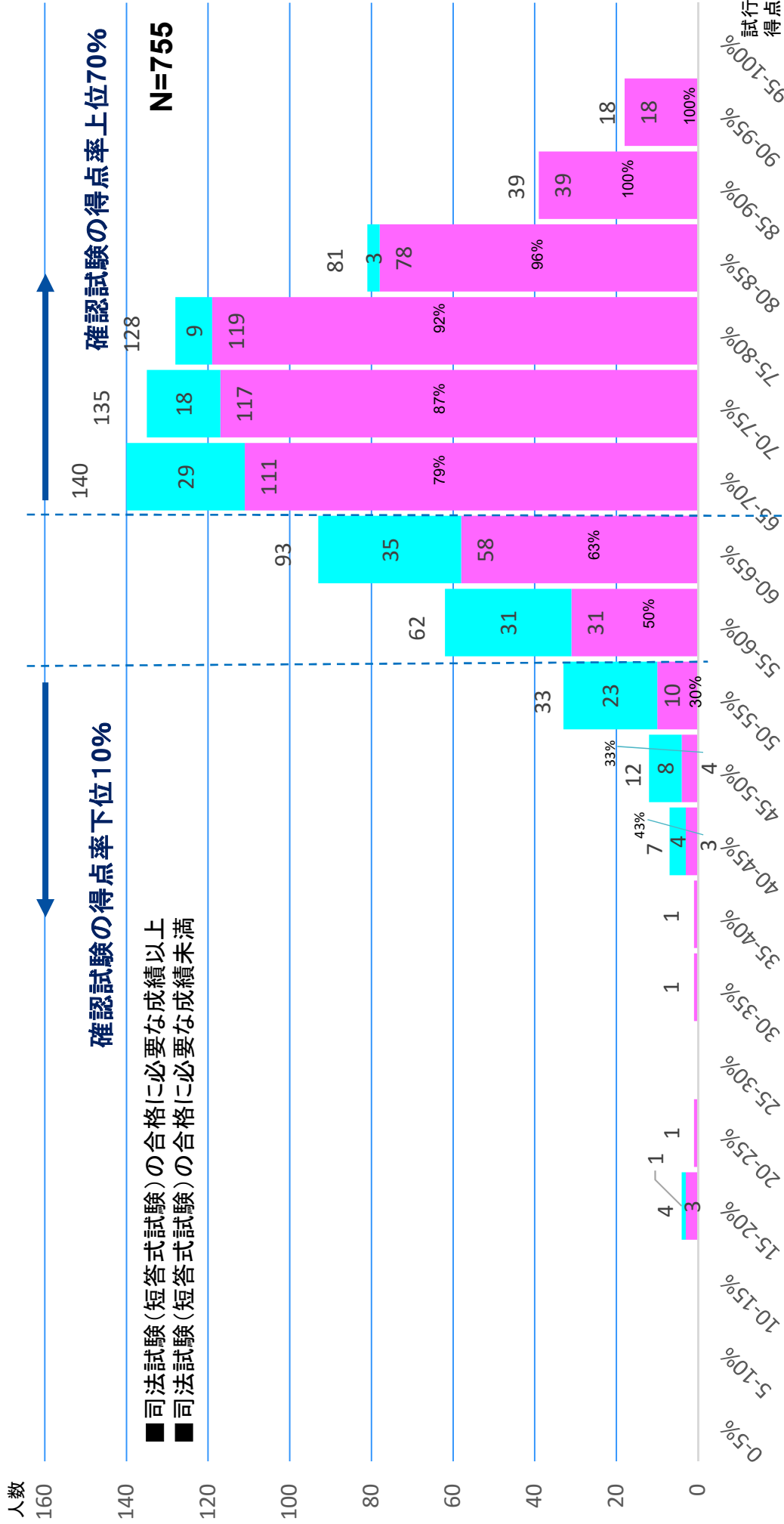
※令和2年7月までに予一タの提供があつた法科大学院のみを対象としているため、今後、予一タの追加等により変動しうる。

司法試験(短答式試験)の合格に必要な成績を基準とした分布

「第2回、第3回又は第4回共通到達度確認試験試行試験」(※1)を受け、かつ、平成29年度、平成30年度又は令和元年度の司法試験(※2)を受けた者を、各司法試験(短答式試験)の合格に必要な成績(※3)を基準として、それ以上の者とそれ未満の者に分類してみると、傾向としては、

- 確認試験の得点率上位70%以上の層は、司法試験(短答式試験)の合格に必要な成績を得た者の率が約80%以上。
- 確認試験の得点率下位10%以下の層は、司法試験(短答式試験)の合格に必要な成績を得た者の率が約40%以下。

(※1)第4回は2年次のみ。2年次には既修者を含む。(※2)修了後1年目の受験に限る。(※3)最低ライン点(40%点)に達していない科目がある者を含む。以下同じ。



※令和2年7月までにデータの提供があった法科大学院のみを対象としているため、今後、データの追加等により変動しうる。

第 1 回共通到達度確認試験（2020 年 1 月 12 日実施）の利用状況にかかる調査報告書

（法科大学院協会）

1. アンケート実施期間：2020 年 7 月 17 日～7 月 31 日
2. アンケート実施方式：Google Form を用いたオンラインアンケート
3. 回答数：34 校（うち、募集継続校 30 校）
4. アンケート集計結果

【注記】 以下の集計における自由記述の部分は、明らかな誤植、文字化けを訂正した以外は、回答者の回答をそのまま記載している。

問 1（1）進級判定にあたっての共通到達度確認試験の結果の利用方法

	N	%
① 共通到達度確認試験得点を進級判定資料の総合的な進級判定スコアに重み付けをして組み込んで判定を行った。	2	5.7%
② 進級判定の際に共通到達度確認試験最低得点を設定し、進級条件の一つとして用いた（条件を満たさなければ進級不可）。	15	42.9%
③ 共通到達度確認試験得点を進級判定資料の際に救済的に補充的参考資料として用いた	0	0.0%
④ 進級判定の際に共通到達度確認試験確認試験の得点を参照資料として用いた	5	14.3%
⑤ その他	12	34.3%

⑤その他の具体的記述（12 件）：

- ②と③を併用している。
- 共通到達度確認試験の点数を進級判定に用いた。
- 受験者なし
- 募集停止をした関係から、FD や学習指導の参考とした。
- 進級判定の際に共通到達度確認試験最低得点を設定し、進級条件の一つとして用いた（条件を満たさなければ進級不可） 当年の全国平均点の約 80%
- 用いていない（本学は募集停止後、既に最終学年留年生が残るのみである）。
- 共通到達度確認試験の成績を評価に換算し、進級条件の一部として用いた。
- 2017 年度入学生から募集停止をしておらず実施していない。
- ③と④です。
- 共通到達度確認試験得点を進級要件の 1 つとした。（要件を満たさない場合は、別に定める要件で判定した。）
- GPA1.5 以上 1.6 未満で得点率 60%未満の場合、指導の上追加進級判定
- 該当者がいないため、実施せず。

問 1（2）(1)で①を選択した場合の重み（%）（記入 2 件）

- 成績評価の 10%
- 進級要件は、1 年次配当法律基本科目の GPA1.5 以上かつ到達度試験で未修 1 年次全受験者の平均点以上を原則とし。後者が平均点を下回る者は、1 年次配当の法律基本科目の GPA1.7 以上の

場合に進級を認める（憲・民・刑の学修指導を受けることも必要）。

問1（3）(1)で②を選択した場合の得点（%）（記入16件）

- GPA2.0以上を除き、下位15%を不合格とし、原級留置とする。
- 50%
- 未修1年次生全受験者の平均点の9割、101.376点
- 一定のGPA要件等と同レベルで心境要件として設定しており、特に比重に区別はない。
- 受験者全体のうち上位60%に入っていない場合、進級不可。
- 当該試験の1年次全国総受験者上位80%の成績を得なければならない。
- 合計得点における全国平均点の70%以上、かつ、各科目満点の30%以上
- 1年次：全国平均点を合格点とする 2年次：原則、全国平均点+20%を合格点とする。
- 25%
- 40%
- 偏差値40に満たなかった場合で、当該科目が本学で可であった場合には、当該科目を未修得として扱うことにした。その結果、進級に必要な単位数を充足せず、進級不可になることがある。
- 90.11点（合計得点）
- 共通到達度確認試験の総合点（憲法・民法・刑法の総合得点）が全国平均点以上であることを進級条件の一つとしている。
- 全国の上位80%以内の成績を取得したこと。ただし、共通到達度確認試験に関する要件のみを満たしていない者については、補習後に再試験（学修到達度確認試験）を実施し、2年次への進級に必要とされる学修到達度に達していると評価された場合には進級を認める。
- 30%
- 共通到達度確認試験の各科目の成績が、全国の受験者全体の得点分布において上位80パーセント以内であること。

問2. 共通到達度確認試験の欠席者の扱いについて、あてはまるものをひとつお選びください。

	N	%
①欠席者に対して、共通到達度確認試験と同一問題を用いての追試を実施した。	1	3%
②欠席者に対して、別途作成した問題による試験を実施した。	4	11%
③欠席者に対して、共通到達度確認試験と別途作成した問題とが混在した問題セットによる試験を実施した。	2	6%
④欠席者に対しての対応はとっていない。	6	17%
⑤その他	21	60%

⑤その他の具体的記述（記入21件）

- 受験者なし・実施せず（計4件）
- 欠席者はいなかった。（計7件）
- ②の予定であったが、欠席者はいなかった。
- 欠席者が出た場合は、口頭試問による対応をする予定。

- ・ 欠席者はいなかった。発生した場合は、①の対応をとる予定だったが、学生へは「同等の問題」としか案内していない、かつ進級要件を厳しく設定している。
- ・ 追試事由に該当する場合、1年次配当の法律基本科目の GPA1.7 以上、または、1年次配当の法律基本科目 GPA1.5 以上かつそのうちの憲・民・刑の科目の GPA1.7 以上、のいずれかに該当する場合、進級を認める。
- ・ 共通到達度確認試験の過去の問題を利用することになっている（試行試験も含めて）。
- ・ 欠席者はいなかったが、いた場合には②の予定でした。
- ・ 今年度は欠席者がいなかった。欠席者については、追試を実施する予定。
- ・ 昨年度は欠席者はいなかったが、欠席者には上記再試験を受験させることにしている。
- ・ 昨年度は欠席者がいなかったため対応事例がないが、専修大学法科大学院試験規程に定める追試試験の要件と同様の理由により欠席した場合のみ②の対応を行う。
- ・ 欠席者はいなかったが、いた場合には②の予定であった。

問3. カリキュラムや授業進度との関係で未履修範囲の出題項目（問題）の扱いについて、あてはまるものをひとつお選びください。

	N	%
①未履修範囲の出題項目をチェックし、それを除いた得点を用いた。	3	8.6%
②未履修範囲の出題項目をチェックし、成績をみる際に参考にした。	0	0.0%
③未履修範囲の出題項目はチェックしていない	21	60.0%
④その他	10	28.6%

その他の具体的内容（記入 10 件）

- ・ 受験者なし
- ・ 受験者が全員2年生だったため、未履修範囲の出題項目はチェックしていない。
- ・ 授業外学習の指示を含めて、未履修範囲が生じないようにした。
- ・ 未履修範囲はなかった（計2件）
- ・ 実施していない。（2件）
- ・ 2017年度から学生募集停止しており実施していない。
- ・ 未履修範囲が生じないように授業を前倒ししてカバーするようにした。
- ・ 未履修範囲が生じないようにカリキュラム改正を行い対応した。

問4. 進級判定以外の共通到達度確認試験の結果の利用方法について、あてはまるものをすべてお選びください。（複数回答可）

	N	%
a.共通到達度確認試験の総合得点を進級前後の学習指導の際に参考にした。	7	20.0%
b.共通到達度確認試験の科目別得点を進級前後の学習指導の際に参考にした。	8	22.9%
c.共通到達度確認試験の成績が振るわない学生に進級前後に特別講義を行った。	2	5.7%
d.共通到達度確認試験の成績が振るわない学生に進級前後に課題を出した。	2	5.7%
e.受験者の成績状況について教員間で共有し、カリキュラム・指導の検討を行った。	25	71.4%
f.その他	7	20.0%

その他の具体的内容（記入 7 件）

- 共通到達度確認試験の成績が振るわない学生全員に面談を行った。
- FD 活動の一つとして参考にした。
- 受験者の成績状況について教員間で共有した
- データにつき教員間で共有し、FD の際に教育方法の改善のために利用している。
- 実施していない（3 件）

問 5. 共通到達度確認試験の実施や成績情報提供についてご意見がございましたらご自由にお書きください。（自由記述、回答 8 件）

- 新型コロナウイルスの状況で対面での試験実施が難しい場合の代替措置をどうするか、至急示して欲しい。
- 欠席者が出た場合のために、追試験の問題までご用意いただければ幸いです。そのほうが公平性も保たれると思います。
- 共通到達度確認試験が新型コロナウイルス感染症との関係で対面で実施できない場合の代替措置をどうするか、具体的に検討して下さい。
- 文部科学省「第 2 回～第 4 回共通到達度確認試験試行試験成績と平成 3 0 年・令和元年司法試験成績の相関分析に当たり必要な手続き等について（依頼）」が冗長で分かりにくいため、正しい情報提供が行われることを望む。
- 共通到達度確認試験の実施にともない後学期の教務日程が過密になっている。実施日を 2 週間程度遅らせてほしい。
- 本来であれば、欠席者用の別試験も全国で統一された問題である方が望ましいように思われる。
- 弊学は募集停止して在籍者も全員修了しましたので、今後も実施することはございません。
- 昨今の状況を踏まえ、オンラインでの実施方法について検討をした方がよい。

以上

共通到達度確認試験の活用について

※令和元年度法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム調書より抜粋し、分類

1. 1年次から2年次への進級判定に活用している例

① 共通到達度確認試験の結果とGPAにより進級判定を行う例

- 共通到達度確認試験の結果が受験生全体の得点下位〇%未満の者は進級できない。ただし、その場合も基本科目の成績が〇点以上の場合は進級できるが、翌年度の早期に担当教員に学習相談を行うこと。
- 共通到達度確認試験の結果が全国上位〇%以内でなければ進級できない。ただし、その場合も当該学年におけるGPAが〇以上である者は進級することができる。
- 共通到達度確認試験の全国平均点未満の者は進級できない。ただし、その場合も、一定のGPAを満たすこと、補習授業を受講し、終了時の試験において一定以上の得点を得た場合は進級することができる。
- 1) GPAが〇以上の場合は進級を認めるが、共通到達度確認試験の結果が不良である場合には、個別指指導と経過観察を行う。
- 2) GPA△未満の場合は共通到達度確認試験の結果が良好でも、進級させない。
- 3) GPA△～〇の間の場合は、GPAと共通到達度確認試験の結果を相関的に考慮して進級を判定。

② 共通到達度確認試験の結果と面談等により進級判定を行う例

- 1) GPAが△～〇であり、かつ、共通到達度確認試験の結果が一定水準に未達の者は進級を認め
た上で、面談等で、今後の学修に関して適切な指導を行う。
- 2) GPAが△未満であり、かつ、共通到達度確認試験の結果が一定水準に未達の者は、面談を
実施し、2年次の学修に必要とされる到達度に達しているか否かを判定した上で、進級の可否を判
断する。
- 共通到達度確認試験で△%以上の正答率を得られなかった場合は、学内の学修システムに搭載
された同試験の該当科目を受験し、〇%以上の正答率を得ることを進級要件とする。

③ 共通到達度確認試験の結果を特定科目の単位認定に活用する例

- 共通到達度確認試験の結果が不振であった者は、当該科目の担当教員が試験結果を分析した上で、本人に対して学修指導を行う。この学修指導では十分な成果が上がらないと判断された場合、期末試験の成績等では進級が認められている者であっても1年次の当該科目を再度受講させる措置をとる。
- 学内の基準により進級判定を実施するものの、共通到達度確認試験の成績が一定の水準に達しなかった科目については、必修科目の「可」を「不可」と読み替えて進級の可否を判断。

2. その他の活用

- 学生及び教員が、共通到達度確認試験を日常の学修において活用することができるよう、過去問・解答・解説等を載せる学内の情報共有システム等を構築中。
- 試験後に、学生に対して共通到達度確認試験の内容を解説する機会を設けて、確実な理解の定着を図る。
- 共通到達度確認試験の結果を分析した上で、FD 懇談会などを通じて教員間で共有し、教材開発や各担当科目の授業内容に反映させている。
- 共通到達度確認試験の結果から未修者の傾向などを検証し、それを克服するために、2年次進級前に、グループ学習支援を行い、勉学の支援を行う。
- 単位互換など行っている他の法科大学院の学生の結果と比較・分析し、連携による効果や改善点などを検討。
- 2年次から3年次への進級要件にも活用する予定。